

令和4年度 滋賀県サビ児管実践研修 **＝受講者募集要項＝**

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適正かつ円滑な運営に資するために、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」とす）の養成を図ることを目的とする。

2. 受講対象者（受講要件）

滋賀県内の障害福祉サービス事業所等にて従事している者のうち、次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たす者

- (1) サービス管理責任者基礎研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者(注)で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者
 - (2) 児童発達支援管理責任者基礎研修を修了後、本研修の受講開始前5年間に指定障害児入所施設等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者(注)で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者
 - (3) 平成31年3月31日までに実施された旧カリキュラムのサービス管理責任者等分野別研修（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童のいずれか）を修了しており、令和元年4月1日以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）(※)の修了者となった者で、サビ児管として従事しようとする者（(1)、(2)の定めと同じく、本研修の受講開始前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る）
- (※) サービス管理責任者等就任予定者対象研修、サビ児管基礎研修（前期）、相談支援従事者初任者研修等のことを言う。以下、募集要項、申込フォームにおいて同じ。

(注) ここでいう「相談支援の業務又は直接支援の業務」の内容は、以下の告示に基づくものに限る。

- ・「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者」（平成18年9月29日 厚生労働省告示第544号）第1号・へ
- ・「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者」（平成24年3月30日 厚生労働省告示第230号）第7号

3. 募集定員 150名

4. 開催期間

以下の講義、演習の両方の受講が必要

(1) 講義 ※オンライン(オンデマンド方式)での開催

令和5年1月11日(水)午前10時～1月16日(月)午後5時の間に視聴する

(2) 演習(参集型) ※いずれかの日程のみ

日程①から日程③のいずれか一日程

日程① 令和5年1月18日(水)、19日(木)
日程② 令和5年1月24日(火)、25日(水)
日程③ 令和5年1月26日(木)、27日(金)

※上記日程①から③のいずれの日程になるかは受講決定時にお知らせします。

※自己選択はできませんので、①から③のいずれの日程にも対応できるように準備してください。

5. 開催場所・方法

(1) 講義 オンライン(オンデマンド方式)による個別受講

(2) 演習 参集型(集合型)にて実施。会場は以下のとおり

日程① 令和5年1月18日(水)、19(木)・・・滋賀県庁東館
日程② 令和5年1月24日(火)、25(水)・・・滋賀県庁東館
日程③ 令和5年1月26日(木)、27日(金)・・・米原市役所

6. オンライン(オンデマンド)研修について

オンライン研修は、オンデマンド方式にて行います。オンデマンド方式とは、定められた期間に事前に撮影された講義動画を配信し、それをご自身の都合の良い時間に事業所やご自宅からインターネットを通して受講する方式です。そのため、受講にはインターネット環境が整備されていることが必須となります。タブレットやスマートフォンの場合、画面サイズ等で受講に支障をきたす可能性もあるため、受講にはパソコン(Windows、macOS)の使用を推奨します。

7. 演習について

参集型(集合型)にて実施する場合は、換気可能かつ十分な広さの研修会場を確保します。また、一グループあたり6人程度の受講生による構成とし、座席はグループ指定とします。

8. 内容

本研修の内容は、別紙「令和4年度 滋賀県サビ児管実践研修日程表」のとおりです。ただし、講師や会場の都合等により一部、日程に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、研修内容の変更や延期、中止となる可能性もあります。

9. 事後レポートおよび事前課題について

事後レポートおよび事前課題の詳細については、受講決定者にお伝えします。事後レポートおよび事前課題も研修修了要件となります。このことをご理解のうえ、お申し込みください。

(指定した期日までに提出がない場合は、受講を取り消すことがあります。)

(1) 事後レポートについて

講義動画視聴後、定められた内容に基づくレポートを作成し、指定期日までに提出していただきます。

(2) 事前課題について ※現時点での問い合わせはご遠慮ください。

演習を受講するまでにいくつかの事前課題に取り組んでいただきます。事前課題の詳細は後日お知らせしますが、大きく分けて①提示された事例に基づき実施するものと②受講生自身が準備するものの2つあります。

10. 募集期間(申込期限)

入力フォームでの回答と書類提出の両方が必要となります。両方の手続き完了をもって申込受付となりますので、いずれも期限までに手続きをお願いします。

(1) 入力フォームでの回答期限

令和4年11月7日(月)午前9時～11月21日(月)午後5時まで

- ※₁ 該当時間外に送信されたものは全て無効とします。
- ※₂ 該当時間外の誤送信を防止するため、なるべく該当時間外は入力フォームから回答できないようにしています。「回答受付は終了しました」と表示されます。
- ※₃ 入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール(入力内容のコピー)が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。(電話による申し込み確認はご遠慮いただきますようお願いいたします。)
- ※₄ 同一の受講希望者名で複数回送信された場合は、最新のもの(最後に送信したもの)で受け付けます。それ以外の場合は無効としますので、ご注意ください。(入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、お手数ですが再度、正しい情報での手続きをお願いします。電話による問合せや修正依頼はご遠慮くださいますようお願いいたします。)

(2) 書類提出期限

令和4年11月7日(月)～11月21日(月)【消印有効】

- ※₅ 受講対象者(1)、(2)、(3)のいずれに該当するかにより提出書類は異なりますので、ご注意ください。

【提出書類内訳】

- ・受講対象者(1)、(2)の者・・・「サビ児管基礎研修」修了証書のコピー

- ・受講対象者(3)の者・・・平成30年度までの「サービス管理責任者等分野別研修」の修了証書のコピーと令和元年度以降の「相談支援従事者初任者研修」の修了証書のコピーの2種類

※。書類送付は研修事務局までお願いします。

※₇ FAX、メール、メール便等、消印のないものは無効となります。その場合、受付できませんので、必ず郵便(郵送)にてお申し込みください。

※。郵便(郵送)であっても消印のないもの(後納、別納)は受け付けできません。

11. 受講申込方法

受講を希望する方は、下記の入力フォームより上記期間内にお申し込みください。

なお、申し込みは原則、法人や事業所からのみとします。所属先がなく、個人のスキルアップのための申し込みはできませんので、ご了承ください。

【入力フォームの申し込みステップ】

(1) 下にある入力フォームの URL をひらく。または QR コードを読み込む

(2) 入力フォームの記載に従い、申し込み内容をフォームに入力する。

(3) 入力内容を確認の上、送信する。

※各項目の説明をよくお読みの上、入力をお願いします。

(4) 送信完了。

※入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール(入力内容のコピー)が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。

(5) 入力フォームの送信をもって受講申し込み完了となる。

※電話による申し込み確認や入力内容の修正依頼等のご遠慮ください。

■入力フォーム(URL)

<https://forms.gle/rAx2y67aaA7Q6CgE7>

■入力フォーム(QRコード)



12. 受講者の選考・決定

受講決定は先着順ではありません。募集締め切り後、厳正なる選考の結果、滋賀県が受講者を決定します。受講の可否については、「受講決定(不決定)通知書」にてお知らせします。通知書の発送は、書類送付先に記載された住所に令和4年12月中旬頃を予定しております。(選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもありますので、予めご了承ください。)

なお、電話やメール、FAXにて選考結果をお伝えすることはできません。選考結果に関するお問い合わせはお控えください。

また、オンラインを含む研修受講にかかること(周知方法等)については受講決定通知と併せてお知らせします。

13. 受講料 3,000 円

受講料は「受講決定通知書」到着後、研修初日の1週間前までに必ずお振込みください。
振込先等は受講決定通知に記載されている方法でご確認ください。

※お振込み後の返金は、いかなる場合でもできませんのでご了承ください。

14. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書により知り得た申込者の個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外の用途で使用することは原則ありません。

また、研修中において、受講生間の連携や交流を図るとともに、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示または配布する場合があります。

なお、新型コロナウイルスを含む感染症等の感染拡大防止のため、必要に応じて保健所等行政機関へ個人情報を提供することもありますので、ご了承ください。

15. 滋賀県外からの受講申込について

受講対象者(受講要件)を全て満たす場合のみ、滋賀県外に所在する事業所等からの申し込みも受け付けます。

※**滋賀県内に事業所がない(開設予定がない)場合は申込対象外です。**

16. 問い合わせ先

(1) 受講要件や実務要件、研修体系や加算等に関すること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画指導係

TEL 077-528-3544(平日のみ:午前8時30分~午後5時15分)

(2) 受講申込方法や入力フォームに関すること

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

TEL 0748-46-8007(平日のみ:午前9時00分~午後5時00分)

※研修運営等で事務所を不在にしていることもあります。

17. 研修事務局

滋賀県障害者自立支援協議会 事務局

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4837-2

TEL 0748-46-8007(平日のみ:午前9時から午後5時)